日本公認会計士協会の求人・求職マッチングサイト

JICPA Career Navi にご登録ください。

貴社のニーズに合致した公認会計士を 無料でご紹介します。

> 日本公認会計士協会では、企業と公認会計士 及び試験合格者の要望をマッチングさせ、面 接のエントリーまでご案内する「JICPA Career Navi」を運営しております。システ ム上で双方のニーズをマッチングさせた上 でのご紹介となりますので、採用につながり やすく効率のよい人材募集が実現できます。 ぜひ「JICPA Career Navi」に登録して、貴 社の求める人材を見つけてください。



【JICPA Career Navi】利用の手順

ご登録いただいた内容に 対して、公認会計士から面 接の申込が入りましたら、メ ールでご連絡します。 JICPA Navi サイトにて応募者の最終学歴、希望職種、希望条件、経歴などの詳細情報がご覧いただけます。

面接を受け付ける応募者 に対して、面接の日時等を 指示したメールを送信して ください。

【お問合せ先】

日本公認会計士協会キャリアセンター(公認会計士等無料職業紹介所) 〒102-0074 千代田区九段南4-3-13 麹町秀永ビル2階 直通 03-3515-1135



企業内における 公認会計士活用のご提案

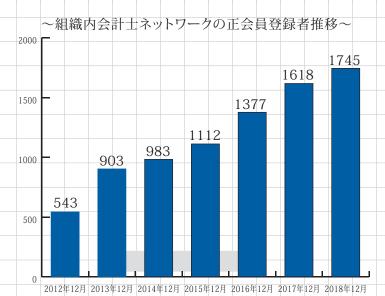
会計・監査のプロフェッショナルが貴社の成長エンジンとなります





企業で働いている公認会計士が増えています。

▶ 企業等の組織内で働いている公認会計士(以下、「組織内会計士」と呼びます)は、公認会計士登録している人 (2018年12月末現在約30.000人)のうちの約1割といわれています。



🦰 (注)組織内会計士ネットワーク 🗕

組織内会計士協議会が、日本公認会計 士協会の会員・準会員を対象に運営してい る、組織内会計士を「正会員」とするネットワ ーク。組織内会計士以外で組織内会計士の 業務・活動に関心のある会員・準会員につ いても「賛助会員」として登録できるように しています。組織内会計士ネットワークへの 加入は任意のため、組織内会計士ネットワ ークに登録していない組織内会計士の会 員・準会員も相当数います。

組織内会計士となる過程は、主として下記の3つのケースがあります。

- 1. 公認会計士試験合格後、就職先として企業等の組織を選択する場合
- 2. 企業等の組織内で働いている人が、働きながら勉強して公認会計士試験に合格する場合
- 3. 監査法人から転職(退職後の就職を含む)する場合

なお、現在、監査法人においては人手不足の状況となっており、試験合格者の大多数が監査法人に就職する 状況のため、1.のケースは少なくなっています。また、ここ数年、3.のケースが増えており、年間数百人規模で、 監査法人から企業等に転職しているといわれています。

日本公認会計士協会の組織内会計士サポート体制

▶ 組織内会計士に役立つ研修の企画・実施

日本公認会計士協会には「継続的専門研修制度」があり、主として、会計、税務、監査に関係する研修を 安価(無料~3,000円)で提供しております。組織内会計士協議会では、それらに加え、組織内会計士に 役立つと思われる研修を企画し、無料で提供しております。

- 例:◆「決算作成実務研修会」◆「仮説に基づく事業計画の策定とプロセス~数字の遊びを防ぐ~」
 - ◆「大変革が始まった開示制度に影響を受ける管理会計の考え方と変え方
 - ~予実管理に明け暮れる「集計屋」から経営意思決定に役立つ「考える経理」へ~」
 - ◆「ITによる大変革時代 クラウドがもたらす業務システム革命」

▶ 様々な交流や意見交換の機会の提供

組織内会計士が様々な意見交換や情報交換できる場を提供するためのイベントを企画、実施しており ます。業種別セミナーの開催及びセミナー後の交流会の実施などはその一例です。

▶ 組織内会計士ネットワーク会員に向けての情報発信

組織内会計十ウェブサイトで組織内会計十への情報提供をしているほか、組織内会計十ネットワーク 会員に向けてのメールマガジンを配信し、研修開催案内や交流会、意見交換会等の各種イベントの案内、 その他、組織内会計士に役立つと思われる情報の提供をしております。

貴社で働いている人に公認会計士試験の 受験を奨めてみてはいかがでしょうか。

- ▶会計・財務関連業務の複雑・多様化に対応した会計専門家の育成に向けてご苦労なさっている企業も 多いと思われます。育成の方法のひとつとして、公認会計士試験の受験をご検討されてはいかがでしょうか。
- ▶公認会計士試験は、下記の短答式試験と論文式試験からなり、受験勉強を通じて、会計専門家に必要 な基礎的な知識を習得することができます。

短答式試験(年2回、12月上旬と5月下旬に実施)

【試験科目 ■ 財務会計論 ■ 管理会計論 ■ 監査論 ■ 企業法

論文式試験(短答式試験合格者対象、年1回、8月中下旬に実施)

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■和税法

(選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学(以上の4科目から1科目選択)

公認会計士試験合格者とは、上記論文式試験の合格者のことをいいます。

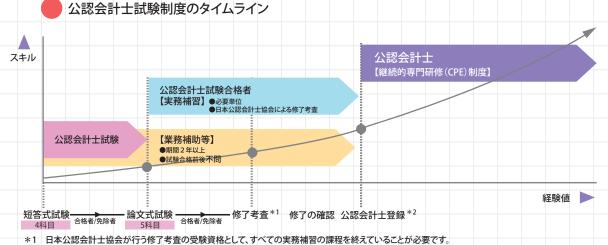
公認会計士試験合格者は準会員として入会をすることによって、日本公認会計士協会のサポートを受 けることができるようになります。

年	受験者数	合格者数	合格率(%)	合格者平均年齢(歳)		
2014	10,712(2,135)	1,076(63)	10.0(3.0)	26.8		
2015	10,050(2,046)	1,030(94)	10.2(4.6)	27.1		
2016	10,139(2,074)	1,098(70)	10.8(3.4)	26.2		
2017	10,939(2,193)	1,215(106)	11.1 (4.8)	26.3		
2018	11,666 (2,254)	1,294(86)	11.1 (6.6)	25.0		

()内は会社員

▶公認会計士試験に合格後、実務補習と2年間の実務経験を経て、公認会計士登録ができるようになり ます。実務経験として業務補助(監査証明業務に関して公認会計士又は監査法人を補助すること)以外 に実務従事が認められています。

実務従事:財務に関する監査、分析、その他の実務に従事(企業における経理、予算管理、原価計算、 企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)



- *2 業務補助等の期間が2年以上であり、かつ、日本公認会計士協会による修了考査に合格し、内閣総理大臣の確認を受けた者は
- 公認会計士となる資格を有し、公認会計士及び税理士の登録をすることができます。

公認会計士が増えています。

監査法人で培ったチカラを、企業で発揮したいと希望する

監査法人から企業等へ転職する公認会計士は、大きく 12と20タイプに分けられます。



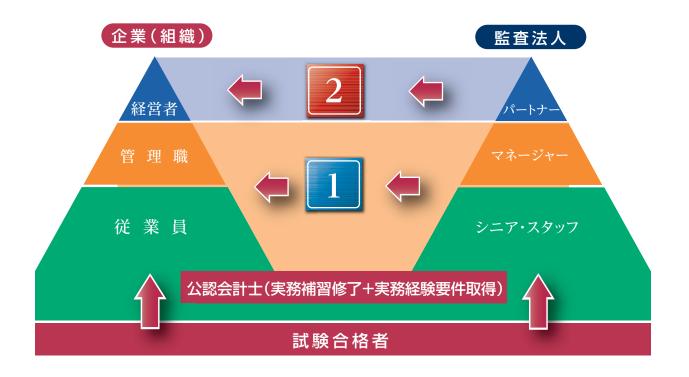
キャリア3年~15年 マネージャー・シニアクラス (30代~40代)



キャリア15年程度以上 パートナークラス (40代~)

<監査法人でのキャリア例>

スタッフ	監査現場の補助者。20代。監査経験3~4年。主に各勘定科目の監査を担当。
シニア	監査現場の上位補助者。30歳前後。監査経験5~7年。現場では各勘定科目の監査のほかスタッフの管理、スケジュール管理、クライアント対応なども行う。
マネージャー	監査現場の管理者。30代後半。監査経験10年程度。監査チームのリーダーとして主任業務を担当。 クライアント対応が主となる。株式上場支援業務、財務デュー・デリジェンス業務等コンサルティングも経験。
パートナー	監査業務の責任者。40代以上。監査経験15年程度以上。監査法人の出資者で、組織運営にも関わる。 様々な企業の監査、コンサルティングを経験。経営者層との人脈も豊富。





そのハートは

監査人の立場は、指導的機能よりも批判的機能が重視されます。アドバイスをしたくてもできない場合があ ることにジレンマを感じ、「直接的に会社のバリューアップに貢献したい」と切望する公認会計士が増えて きました。

ストロング・ ポイント

様々な会社の会計処理を見てきた経験

公認会計士の武器は会計・監査の高度な知識と、様々な会社の会計処理を見てきた実務経験です。ベスト プラクティスを心得ており、複雑な会計処理も論理的に答えを導き出すトレーニングを積んでいます。自分 の中に明確な判断基準があるため判断がぶれず、安心して業務を任せられます。

仕事の進め方

限られた人材と時間の中で結果を導き出す

売上何千億円という事業会社の監査は、いかに効率よく適切な解答を導き出すかの連続。若い頃からトレーニングを積んでいる公認会計士は、論理的思考能力、問題解決能力、交渉力が身についており、初めて の事象に対しても適切に対応する能力を備えています。その考え方、仕事の進め方は他の社員にとって大 きな刺激となるでしょう。

能力

ビジネスの基本は信頼関係

監査はチームで行うため、チーム内でのコミュニケーションは非常に重視されます。仲間ともクライアントと もよい関係を築き、効率的に仕事を進めていきます。良好なコミュニケーションのもと必要データを効率よく 把握したり、分かりやすく説明することも公認会計士の特色です。

組織内会計士協議会が実施したアンケート調査[※]によると、<mark>監査法人から事業会社に転職した公認会計士の80%以上が</mark>

「転職に満足している」と回答しています。

--※組織内会計士協議会「組織内会計士ネットワーク会員の実能調査アンケート」(2018年)

1 マネージャー・シニアクラスの活用



高度化、グローバル化が進む 経理業務においては、会計実務 に精通した専門家を確保するこ とが急務となっています。特に企 業会計においては「単体決算」 「連結決算」「開示業務」「会計 監査対応」といくつもの業務が あり、金融商品取引法、会社法、 証券取引所等により要請される 開示への対応も複雑です。

公認会計士は常に最新情報 をキャッチアップしており、会計 基準の変更等にもいち早く対応 します。若手の公認会計士が入 ると同世代への刺激ともなり部 門内が活性化します。

〈業務例〉

○決算作業の早期化

決算早期化プロジェクトのリーダーとして業務プロセスの見直しなどを推進。

○連結決算

連結決算の担い手として、またそのための態勢作り、決算情報の効率的な入手、海外連結子会社への対応など。

デュー・デリジェンス、企業価値評価、買収ストラクチャーの検討、各種開示資料 のドキュメンテーション等の業務。

○国際税務

移転価格やタックスヘイブン対策税制への対応など複雑な国際税務を担当。

○連結納税

申請から適用後の組織再編、子会社フォローアップなど連結納税制度導入プロジェクトのリーダーを担当。

○公認会計士監査に対応

監査法人への対応がスムーズに。結論への道筋の立て方が洗練され、お互いに 納得できるポジションに効率的に到達。

○会計人材育成

新しい会計基準が導入された際にはグループ内で勉強会を開催。新任担当者向けに会計の基本や税務の基礎知識を指導するなどメンバーの知識向上に貢献。

財務部門へ配属

2. 経営に役立つ会計数値をつくる

市場を重視した経営が求められ、企業価値向上のための財務 戦略が必要となっています。単 年度経営計画や中長期経営計 画における財務計画の作成に は、予算の貸借対照表、損益計 算書、キャッシュ・フロー計算書 が欠かせません。予算数値作成 に、正しく将来を見積もる公認 会計士の力は非常に有用です。

〈業務例〉

○財務·資金

財務方針、財務戦略の策定。利益計画と資金計画を理解し、総合的な財務計画を立案します。資金調達においては公認会計士のタイトルが信頼性を高めます。

○経営分析を行い、経営計画に反映

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書をベースに各種の経営分析を行い、それらを経営計画に反映します。公認会計士の最も得意とする分野です。

IR部門へ配属

3. 投資家に分かりやすく情報提供

過去実績に基づいた経営成績と将来計画に関する情報発信を行うIR部門。ここでも財務情報、計数情報は不可欠です。特に将来に関する情報は、経営と密接につながっており、将来の見通しを投資家に正しく伝え、評価してもらう必要があります。

〈業務例〉

○経営情報を管理・分析して発信

経営者が過去実績と将来についてどのように考え行動しているのかを把握。これを投資家向けにアレンジしてタイムリーに情報発信します。公認会計士という資格が、受け手側に安心感を与えます。

6



マネージャー・シニアクラスの活用



プロジェクトリーダーとして

4. リスクをマネジメントする

会計監査、内部統制監査の 経験より、潜在的なリスクを早期 に把握します。組織が属する業 界や産業に合わせ、将来的な状 況も勘案してリスク管理を行い ます。

〈業務例〉

○内務統制構築

内部統制構築・運用の責任者として「有効に機能する(実際にリスクを軽減する)」、「業務の効率化に資する」内部統制を構築・運用。他部門にも分かりやすく説明します。

○内部監査

不正摘発だけでなく、問題を発見して改善を提案する社内コンサルティング的な役割を担います。内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング機能も発揮します。

5. IFRS導入を推進

金融庁は、2009年にIFRS (国際財務報告基準)の任意適用を認めることとし、さらに2013年にその適用条件を緩和しました。これによりIFRS導入を検討する企業が増えています。監査法人でIFRS研修を受けている公認会計士は最強の人材となります。

〈業務例〉

○IFRS導入プロジェクト

論点整理から影響度分析、会計方針の策定、実務レベルに落とし込んだマニュアルの作成まで、導入に向けた道筋を立て、社内各部署へ分かりやすく説明。全社的な理解を得ながらプロジェクトを進めていきます。

2

パートナークラスの活用

1. 豊富なキャリアの公認会計士をCFOに

CFOは財務面からCEOやCOOを補佐する重要なポジションです。それは会計、ファイナンスの枠を超え、「独立的な立場で監視する」、「企業の行動を冷静に判断する」といった役割も担います。客観的なものの見方をし、自分の中に明確な判断基準を持つ公認会計士は判断がぶれることがなくCFOとして最適です。

特にベンチャー企業においては、財務のみならず総務面でも経営者のサポート役として力を発揮します。上場を目指す企業にとっては必要不可欠な存在となります。

2. 社外取締役に起用

2014年の会社法の改正により、事業年度の末日において監査役設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であってその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないこととされました。(2015年5月1日から施行されております。)

2018年8月1日現在、上場会社(市場一部)のうち、社外取締役選任企業は99.8%となります。 (日本取締役協会調べ)

コーポレートガバナンス強化の一手法として、会計・監査・税務・内部統制の専門家である公認会計士を社外取締役に起用することは非常に有効です。監査法人のパートナーは法人運営の経験も有していますので、経営の意味をよく理解した上で、企業価値の最大化にも努めていきます。

3. 社外監査役に起用

東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月1日改訂)では、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】より抜粋」と規定されています。

会計・監査の専門家として実務経験が豊富な公認会計士は、社外監査役として最も適任であると認知されています。公認会計士の多くは、上場会社等の監査実務等を通じてコーポレートガバナンスの形態や実態を把握しているため、コーポレートガバナンスをどのように改善して、適切かつ理想的なガバナンス体制を目指していくかの知見を有しています。

一社外役員候補公認会計士紹介制度

日本公認会計士協会では、コーポレートガバナンスの重要性の認識の高まりとともに、会計・財務・監査の専門知識・能力を有する公認会計士を社外役員として求める企業の要請に応えるため、社外役員就任を希望する公認会計士を紹介する制度を設けております。

詳細は、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて「社外役員候補公認会計士紹介制度」で検索してご覧ください。

8

働き方改革の推進と女性会計士の更なる 活用のお願い

2016年4月の女性活躍推進法施行後、女性活躍に関する取組は日本全体で進んでいます。

女性をはじめとした多様な人材の確保に向けて、貴社においても、 常勤・非常勤の選択や、時短勤務、フレックス制度、テレワークをは じめとした働き方改革の取組を推進しつつ、その実効性を担保する ために、業務の見える化等にも取り組まれていることと思います。

これらの取組により、多様な人材を確保することで、「創造的な摩擦」による企画力の高度化や、ガバナンスの強化と市場の変化への対応力の向上等を通じ、企業の成長性及び持続性が更に高められているものと思います。

また、多様な働き方を実現するときの業務のシェア、その前提となる業務の見える化のためには、業務の見直しが不可欠であり、これを業務の効率化、生産性の向上に繋げられることも多様な人材を確保することの大きな効果と考えられます。

このような人材や働き方改革に関する事業会社の取組は、求職者側にとってみても、勤務先を選ぶ上で重要な要素のひとつとなっています。

このような社会的な動向も踏まえ、日本公認会計士協会では、女性会計士活躍促進協議会を設置し、女性会計士が育児などのライフイベントによりいったん会計士業務を離れた後の復職支援の活動を積極的に進めてきました。

そもそも公認会計士は、資格取得を通じて財務・会計・監査に関する専門的知識を習得し、その後の実務経験を通じ経営やガバナンスに関しても精通しているため、従業員だけでなく、社外役員としての適格性も十分に有していると考えられます。

女性会計士の場合、子育てや介護等によって一時的に業務を離れることもありますが、休職期間中でも日本公認会計士協会が行う研修会への参加や最新の会計・監査情報誌、協会ウェブサイトの会員ページの活用により、知識のアップデート等を行うことができます。

また、なかには一般の従業員同様にフルタイムで勤務できる方だけでなく、子育でや介護を続けながら時短勤務や在宅勤務、更に社外役員として働くことを希望する女性会計士もいます。

貴社の働き方改革に関する取組をよりいっそう推進いただくとともに、人材の多様性の確保へのニーズに合わせて職業専門家としての女性会計士を積極的に活用(採用)することで、大きな戦力とし、ガバナンスの強化とイノベーションを実現し、更なる事業活動の発展に繋げていただけましたら幸いです。

日本公認会計士協会では、2018年12月に女性会計 士活躍の更なる促進のため、次の二つのKPIを設定し ました。

- 1.2048年度(公認会計士制度100周年)までに会員・ 準会員の女性比率を30%へ上昇させる
- 2.2030年度までに公認会計士試験合格者の女性比率 を30%へ上昇させる



? Q. 公認会計士を採用したいのだが、どういう方法があるか。

A. 公認会計士の採用にあたっては、就職エージェントを利用されているケースが多いと思われます。最近は、公認会計士の斡旋を中心としている就職エージェントもあります。日本公認会計士協会では、就職案内サイト「JICPA Career Navi」を設置しており、システム上で求人側と求職側の条件をマッチングした上で求職者をご紹介しております。就職エージェントのようなきめ細かいマッチングはできませんが、無料でご利用いただけますので是非ご活用ください。

? Q. ここ数年、企業内の公認会計士が監査法人に転職してしまうケースが多いといわれているが、何が原因か。

A. 2009年以降、数年にわたる試験合格者(内、企業等に就職した人)で、ここ数年、監査法人に転職した人が多いのは事実と思われます。当時は、試験合格者の数が増大したにもかかわらず、監査法人からの求人はあまり増えず、企業等を就職先として選んだ人が多く存在しました。しかし、試験に合格したからには一旦は監査法人で勤務してみたいという人は、現在売り手市場となっている監査法人への転職の好機と捉えていると推測されます。

また、公認会計士登録を維持するため(公認会計士の名称[例えば名刺に資格名を記載]を用いて業務を行う場合は組織内会計士の場合も公認会計士登録が義務づけられています)には、会費(月9,000円前後)を払う必要がありますが、企業等に負担してもらえない時に、公認会計士という資格を積極的に認めてくれてないと考え、転職を考えるケースが多いとも言われています。

? Q. 公認会計士登録の費用(会費)について、会社負担としたいが、人事政策上、他の資格との 関係で特別扱いができず、資格手当としては支給できないが、他社ではどうしているのか。

A. 公認会計士の資格をもって業務をするわけではないので、資格手当では支払えないという 企業等はあると思われます。公認会計士協会の会費等を負担するにあたって、その負担の趣旨 に基づいて「諸会費」、「教育研修費」等の費目で支払っているというのが実情でしょうか。例えば、通常、外部で受ければ2万円~3万円する研修について、安価に受講できる(無料~3,000円)ことをもってその支払い理由としていることも多いと思われます。

Q. 公認会計士試験に合格後、業務優先でなかなか実務補習所に通うことができず、それが原因で企業をやめて監査法人に移ることもあると聞くが本当か。

A. 実務補習所での講義ですが、2005年まではすべて通いの集合研修で、原則平日夜、しかも全カリキュラムを1年で実施していたため年間の授業数が多く、一般事業会社に勤めているとなかなか必要単位数をとることができませんでした。そのため、実務補習所に通う便宜をはかってくれる監査法人に移るというケースはよくありました。しかし、今は、eラーニングの導入や、3年制への移行による1年あたりの集合研修数の減少、土日・祝日クラスの創設(東京実務補習所)、考査の土日実施等で、企業の日常業務のために実務補習所に通えないというケースはかなり減っており、実務補習所に通えないことによる転職はあまりないと思われます。(参考)3年間の実務補習の集合研修実施コマ数(1コマ3時間)

年数月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1年目	_	4	9	9	1	_	4	10	3	_	_	_	40
2年目	_	_	1	1	2	_	5	2	3	_	_	_	14
3年目	ı	_	2	3	3	_	_	_	_	_	_	_	8

? Q. 実務従事要件を満たすような業務とはどういうものか。

A. 資本金5億円以上の一般事業会社であれば、決算関係業務、予実管理関係業務、工場経理関係業務、財務分析関係業務、内部統制関係業務等が該当し、金融機関であれば法人融資業務等が該当します。なお、資本金5億円未満の一般事業会社においても業務として資本金5億円以上の会社の経理や財務分析等の業務を行っている場合には実務従事として認められます。実務従事に該当する業務につきましては、金融庁のホームページ「公認会計士の資格取得に関するQ&A」(https://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeisi/index.html)に詳しい資料がありますので、そちらをご参照ください。判断に困るような場合には金融庁企画市場局企業開示課(TEL 03-3506-6000代)に直接お問い合わせていただければと思います。

10 11